

平成28年 No.38

○国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めの制定について

改正理由

副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 9 月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

平成28年 9 月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年 3 月28日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は，次のとおりとする。 〔省略〕 (2) 副学長（戦略・評価担当） <u>大学院（博士課程）</u>，教育実践研究推進本部，FD・SD推進本部，戦略評価室に関すること。 〔省略〕 (6) 副学長（研究・広報担当） 教育実践研究推進本部，男女共同参画推進本部，広報戦略室，次世代教育研究推進機構，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，教員養成開発連携センター，児童・生徒支援連携センター）に関すること。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この取決めは，平成28年10月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は，次のとおりとする。 〔省略〕 (2) 副学長（戦略・評価担当） 教育実践研究推進本部，FD・SD推進本部，戦略評価室に関すること。 〔省略〕 (6) 副学長（研究・広報担当） <u>大学院（博士課程）</u>，教育実践研究推進本部，男女共同参画推進本部，広報戦略室，次世代教育研究推進機構，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，教員養成開発連携センター，児童・生徒支援連携センター）に関すること。 〔省略〕